

第4章 現状と課題

1 水道の普及状況

(1) 行政区域内人口の推移

本町の行政区域内人口は、昭和60年度末の19,232人をピークに減少傾向となっており、令和4年度末には15,464人（昭和60年度末比：△3,768人、△19.6%）まで減少しています。

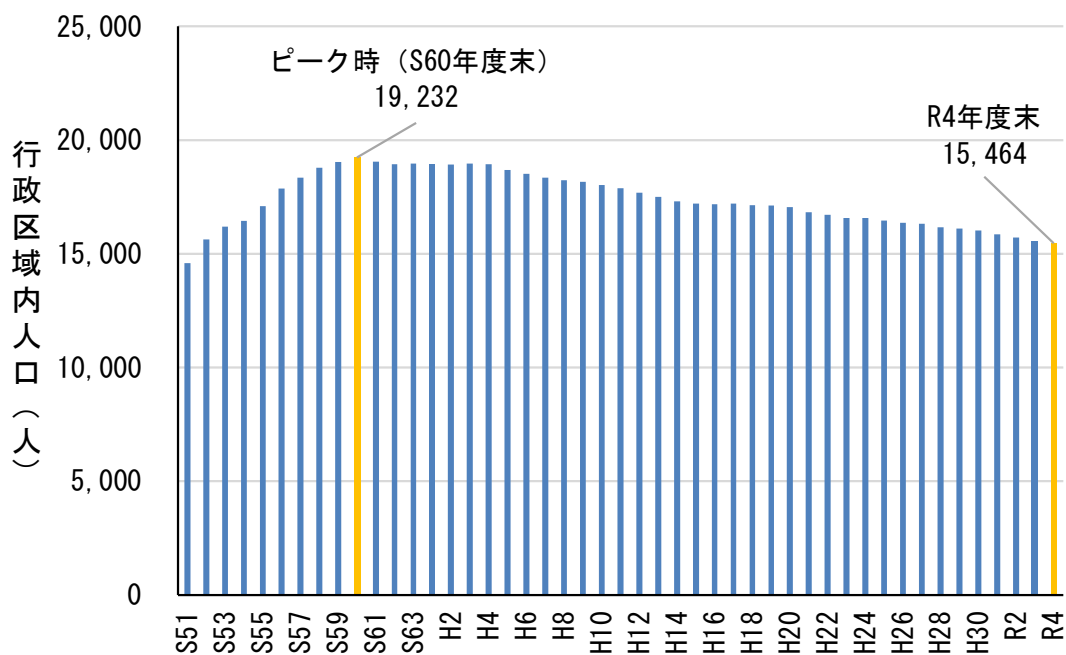


図 4.1 行政区域内人口の推移

(2) 給水人口及び給水普及率の推移

本町の給水区域は行政区域と一致しているため（三郷山財産区を除く。）、給水区域内人口は行政区域内人口と同じになります。給水人口は、平成3年度末の18,724人をピークに減少傾向となっており、令和4年度末には15,448人（平成3年度末比：△3,276人、△17.5%）まで減少しています。給水普及率は昭和50年代後半に人口が急増した際に減少しましたが、その後増加に転じ、平成23年度以降は安定して99.9%程度を維持しております。

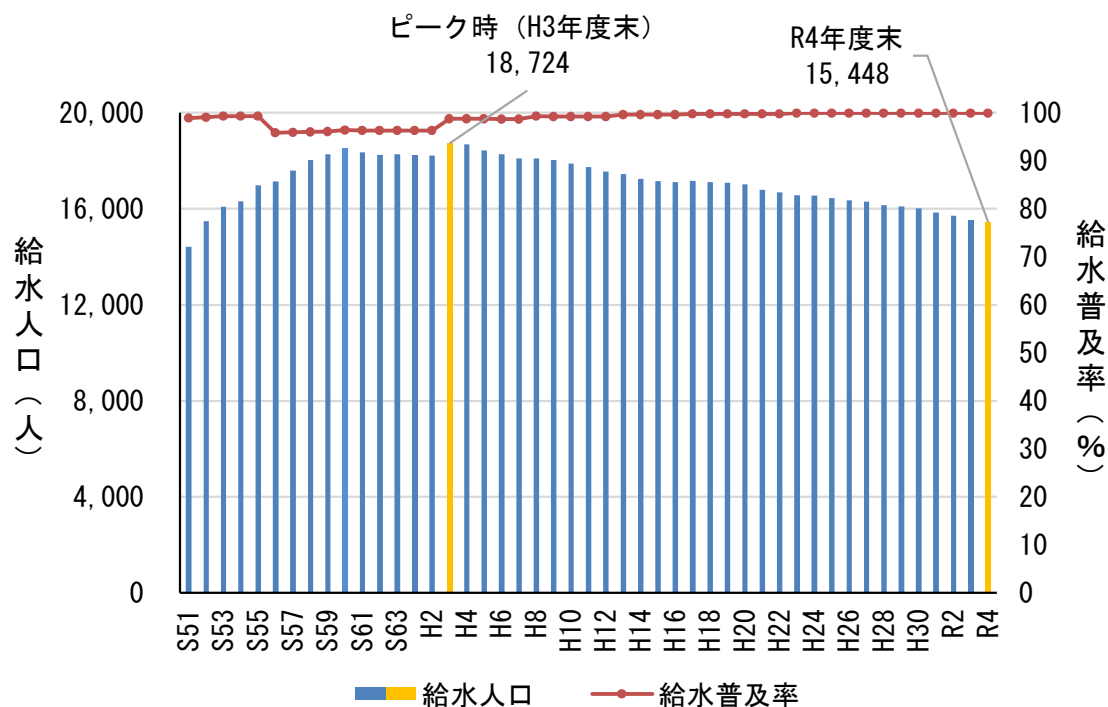


図 4.2 給水人口及び給水普及率の推移



2 有収水量の状況

有収水量とは、給水量のうち収益に結び付いた水量のことを指します。

令和4年度の有収水量の用途別の構成は、家事用が全体の52.9%、営業用が全体の32.6%、工場用が全体の10.8%を占めています。これは、事業所が多く集積している本町の特徴を表しています。

家事用の有収水量は、人口減少に加え、近年の節水意識の向上や節水型機器の普及等により1人1日当たりの有収水量が緩やかに減少しているため、減少傾向となっています。なお、令和2、3年度は、新型コロナウイルス感染症の影響による在宅時間の増加や生活様式の変化に伴い、1人1日当たりの有収水量が増加し、家事用有収水量も一時的に増加しています。

営業用の有収水量は、平成28年度に一時的に増加しているものの減少傾向となっており、特に近年は、新型コロナウイルス感染症の影響による人流抑制等に伴い減少しています。

工場用の有収水量は、緩やかな減少傾向となっています。

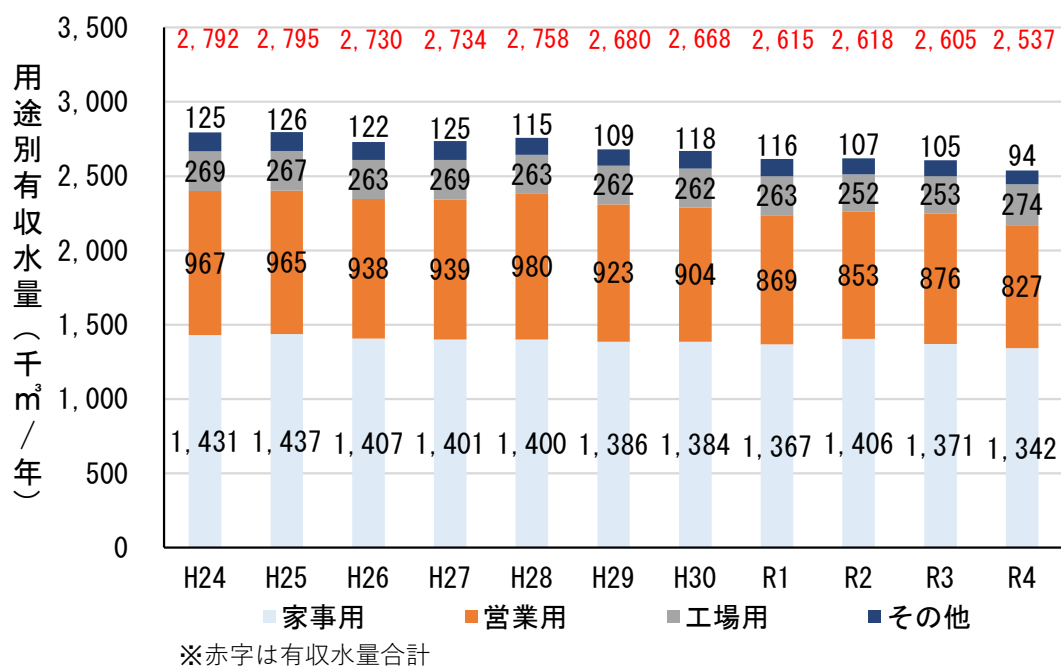


図 4.3 用途別有収水量

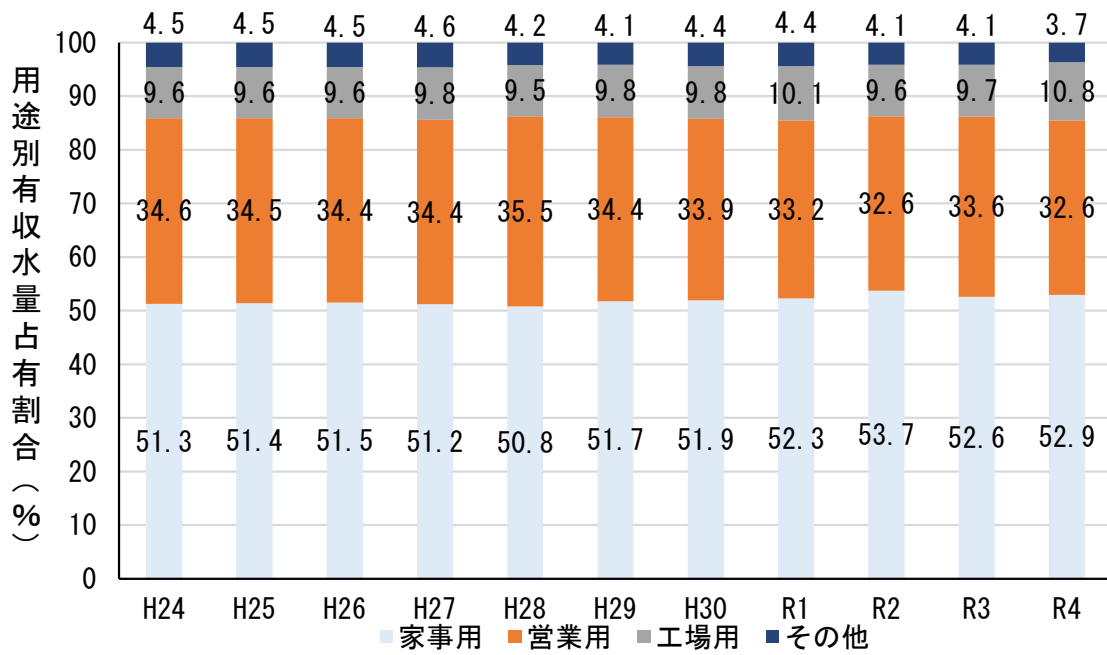


図 4.4 用途別有収水量占有割合

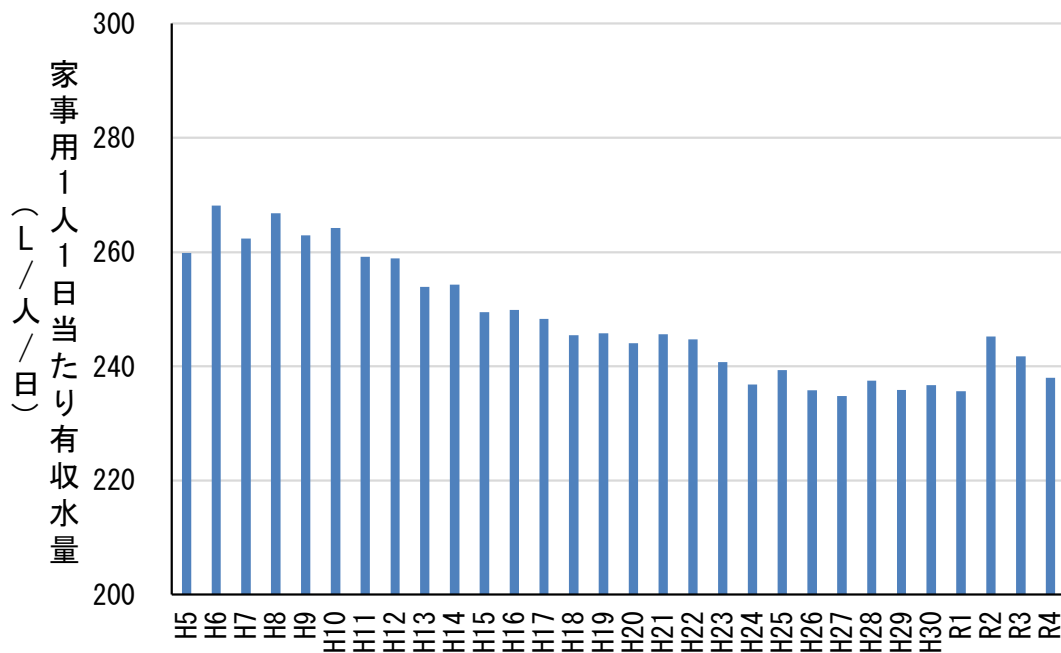


図 4.5 家事用 1 人 1 日 当 たり 有 収 水 量



3 水道施設の状況

(1) 浄水場・配水池の状況

佐古浄水場や配水池などの施設は、日々の点検・維持管理業務により長寿命化を図るとともに、部分的な補修を行いながらその機能を維持しています。また、各施設に対する耐震性調査により、佐古浄水場においては、第4配水池を除く他の施設について劣化補修や耐震補強を要することが判明したため、平成22年度から耐震補強工事を進め、平成25年度に完成しています。一方で、老朽化に伴い近い将来に大規模更新が必要となる施設もあり、今後の施設のあり方については、経済的合理性や昨今の広域化の検討状況なども総合的に踏まえて検討する必要があります。

表 4.1 主な水道施設の建設時期と構造・規模

事業時期	施設名称	建設年度	構造形式	規模・容量
創設	第1配水ポンプ井	S43	RC造	幅10.8m×長15.6m×深3.0m
	配水ポンプ室	S43	RC造	幅7.0m×長27.9m
第1次拡張	第1配水池	S48	RC造	容量：289m ³
	第2配水池	S48	RC造	容量：759m ³
第2次拡張	佐古浄水場沈澱池	S51・S54	RC造	幅4.5m×長22.2m×深3.1m×2池
	第2配水ポンプ井	S51	RC造	幅3.0m×長14.0m×深3.0m
	中央管理棟	S51	RC造	幅9.0m×長14.0m 2階
	第3配水池	S51	PC造	容量：741m ³
	第4配水池	S61	PC造	容量：1,514m ³
第3次拡張	北浦配水池	H7	RC造	容量：2,000m ³

表 4.2 佐古浄水場の耐震補強工事の概要

佐古浄水場耐震補強工事（工期：平成22年度～平成25年度 総事業費：757百万円）			
年度	平成22年度	平成23年度	平成24～25年度
事業費	216百万円	189百万円	352百万円
工概要	中央管理棟耐震補強、改修	第2配水ポンプ井改修	第1配水ポンプ井改修
	配水ポンプ棟屋根防水	第1配水池耐震工事、防水	第2配水池耐震工事、防水
	沈澱池2池改修	第3配水池耐震化	第1配水池太陽光発電設置
	急速ろ過機3機耐震補強	急速ろ過機操作盤更新	配水ポンプ棟発電機更新
	場内配管布設替え	場内配管布設替え	場内配管布設替え
	緊急遮断弁設置	緊急遮断弁設置	電気・車庫棟新設、外構工事

(2) 機械・電気設備の状況

水道事業では、浄水設備やポンプなどの配水設備、各種制御盤や中央監視装置など、様々な機械設備や電気計装設備を使用しています。本町では、日々の点検・維持管理業務によって機械・電気設備の長寿命化を図りながら、計画的に更新し、機能を維持しています。

(3) 管路の布設状況

本町の水道管路は、令和4年度末現在の総延長で約109kmありますが、昭和56年度以前に布設され、令和5年度時点で法定耐用年数40年を超過している管路が約29km、総延長の約27%を占めています。今後は、管路の老朽化対策として、実使用年数に基づく更新基準年数も考慮した上で、計画的に更新事業を進める必要があります。

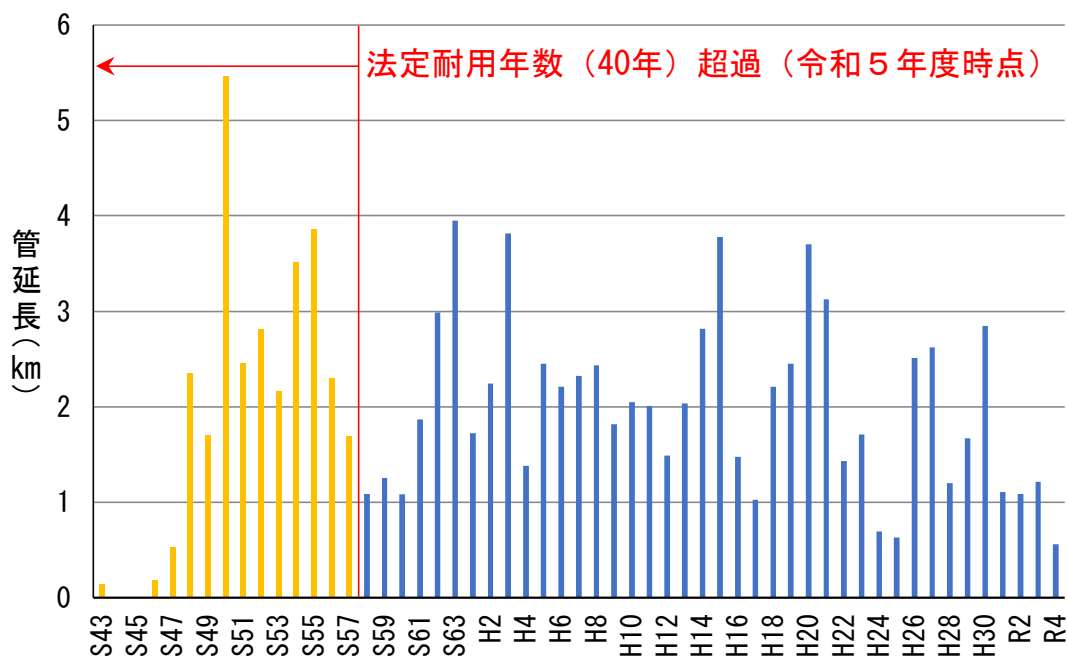


図 4.6 布設年度別管延長の推移



(4) 管路の耐震化の状況

今後 30 年以内の発生確率が 70%から 80%と極めて高くなっている南海トラフ地震について、本町では最大予測震度が 6 強とされています。また、京都府には多くの活断層が分布しており、京都府地震被害想定調査では、生駒断層を震源とする直下型地震で最大の被害が予想されています。

現在、本町では、災害直後に優先して水の確保が必要となる広域避難場所や救急指定病院等への給水ルートを「重要給水施設配水管」と位置づけ、これらの管路の耐震化を着実に進めており、令和 4 年度末現在で重要給水施設配水管の約 75%の耐震化を完了しています。管路全体では、約 27%の管路の耐震化が完了しており、今後も、重要給水施設配水管耐震化事業及び老朽管更新事業に伴い耐震化率は上昇する見込みです。

また、平常時から災害に備えるため、平成 28 年度に「危機管理マニュアル」の見直しを行い、当該計画の適切な運用に努めています。

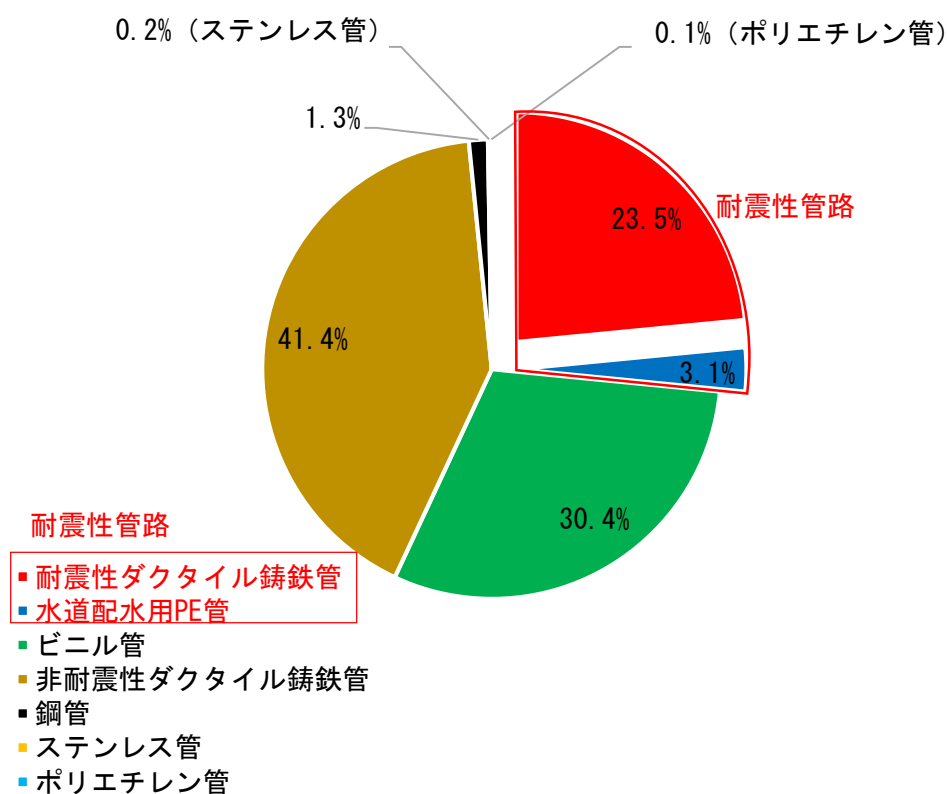


図 4.7 管路の耐震化割合（令和 4 年度末現在）

4 経営の状況

(1) 財務の状況

① 水道事業会計の仕組み

水道事業会計は、収益的収支と資本的収支から構成されます。収益的収支とは、水道事業の経営活動に伴い発生する水道料金による収益や維持管理に係る費用のことであり、これらの活動は損益計算書に反映されます。資本的収支とは、施設の整備や拡充のための建設改良費、建設改良に要する資金の企業債による調達、企業債の元金償還などのことで、これらの活動は貸借対照表に直接反映されます。

水道事業では、通常、資本的支出に対し資本的収入は不足することとなります。そのため、前年度末資金残高や当年度の利益、減価償却費などの非資金取引による内部留保などを補てん財源として、不足額を補う仕組みとなっています。

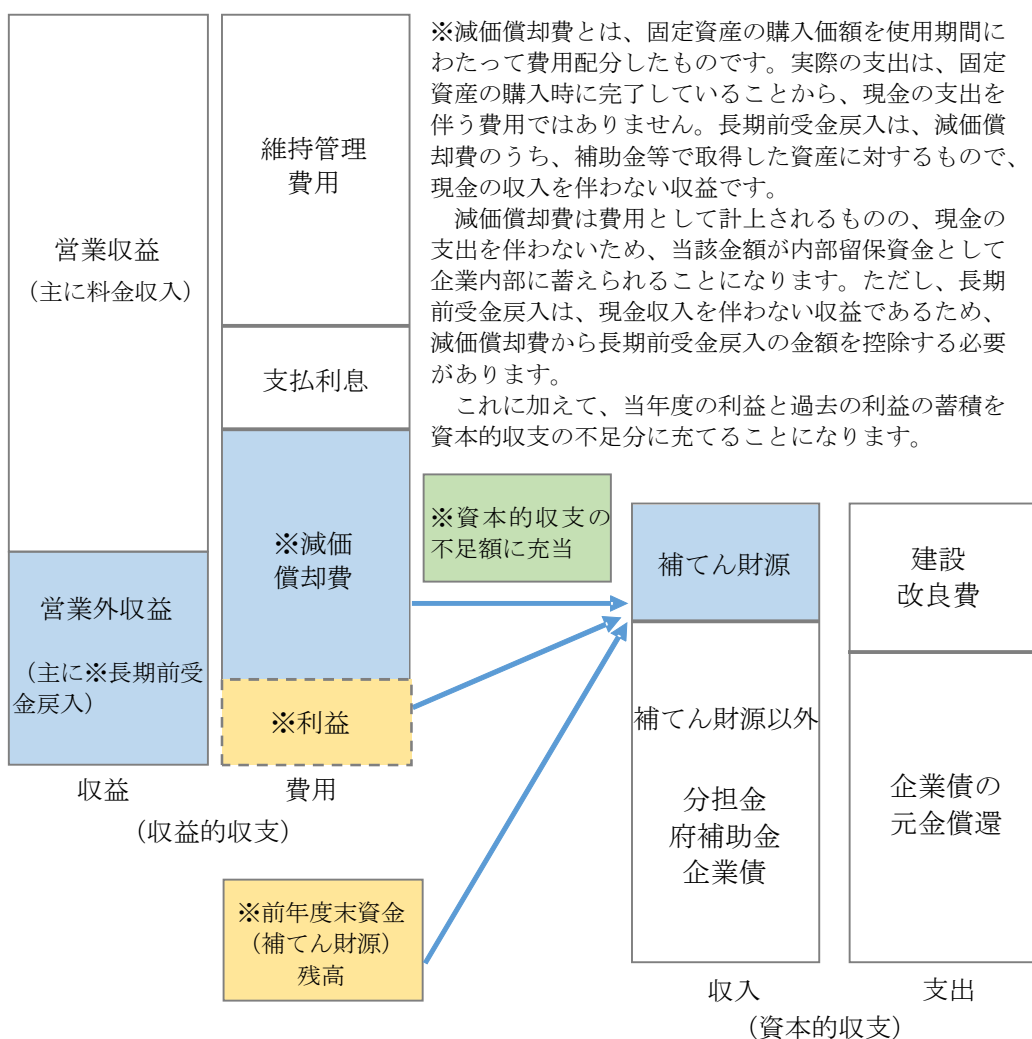


図 4.8 水道事業会計の仕組み



② 収益的収支と資本的収支の状況

主な収益の内訳は、料金収入 399.0 百万円 (69.7%)、長期前受金戻入 56.8 百万円 (9.9%)、他会計補助金 76.1 百万円 (13.3%) となっています。令和 4 年度は、新型コロナウイルス感染症に伴う影響を考慮し、経済的な負担の軽減を図るための水道料金の減免を実施しており、減免実績額については一般会計から全額繰入れているため、実質より料金収入は減少し、他会計補助金は増加しています。なお、当該減免実績額を加えた実質の料金収入は 465.3 百万円で、収益全体に占める割合は 81.3% となっています。一方、主な費用の内訳は、経費 398.2 百万円 (63.7%)、減価償却費 158.4 百万円 (25.3%) となっており、経費の内訳では、京都府営水道及び京都市水道への受水費が 279.6 百万円 (京都府営水道：258.4 百万円、京都市水道：21.2 百万円) で、経費全体のうち 70.2% を占めています。

資本的支出については、建設改良費と企業債償還金で構成されており、これらの財源として、企業債の新規発行や府補助金、給水装置の新設や口径の増径などに係る分担金があり、それでも足りない分を補てん財源として、前年度末資金残高や当年度の資金増加分などで充当しています。

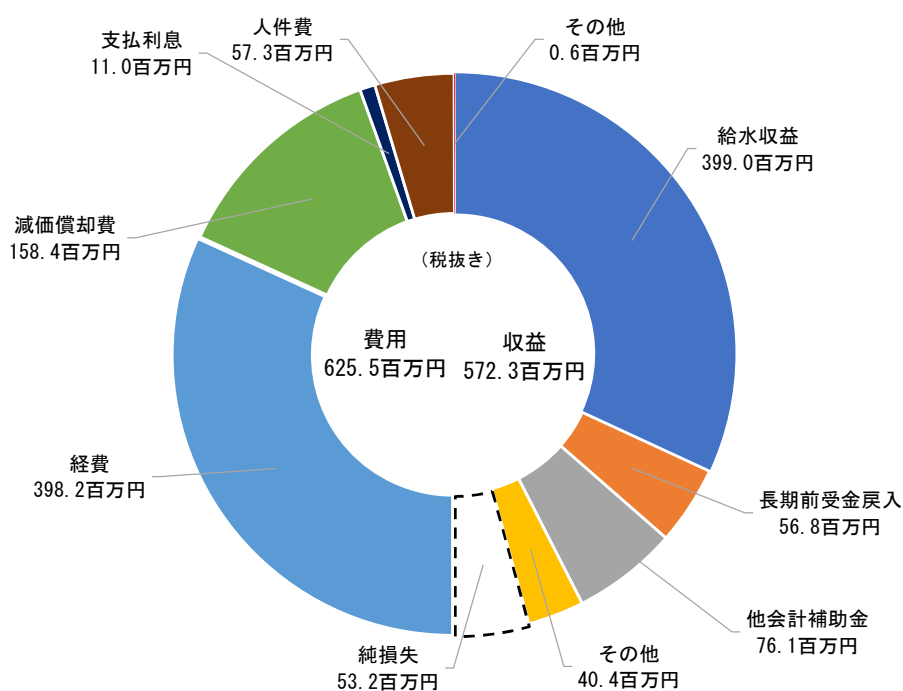


図 4.9 収益的収支の構成 (令和 4 年度)

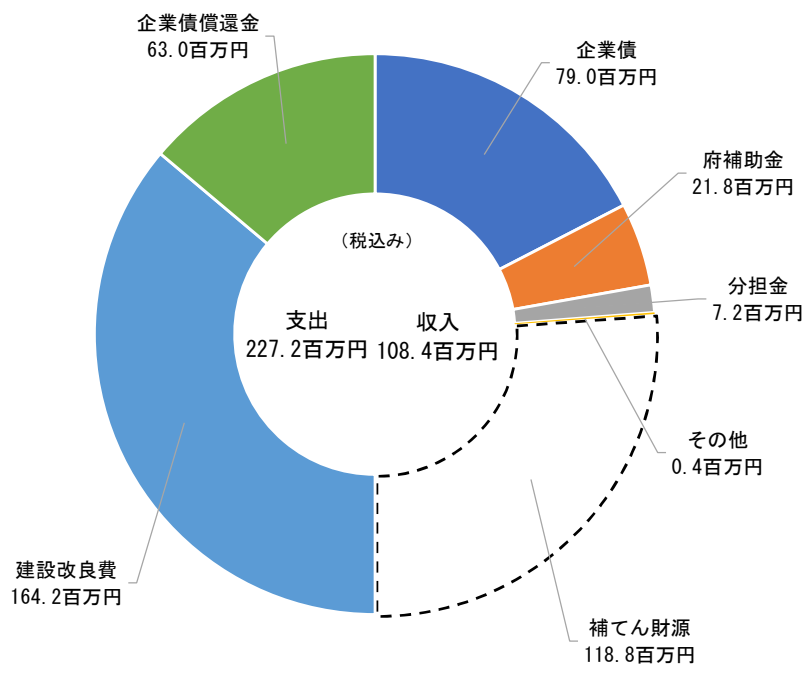


図 4.10 資本的収支の構成 (令和 4 年度)

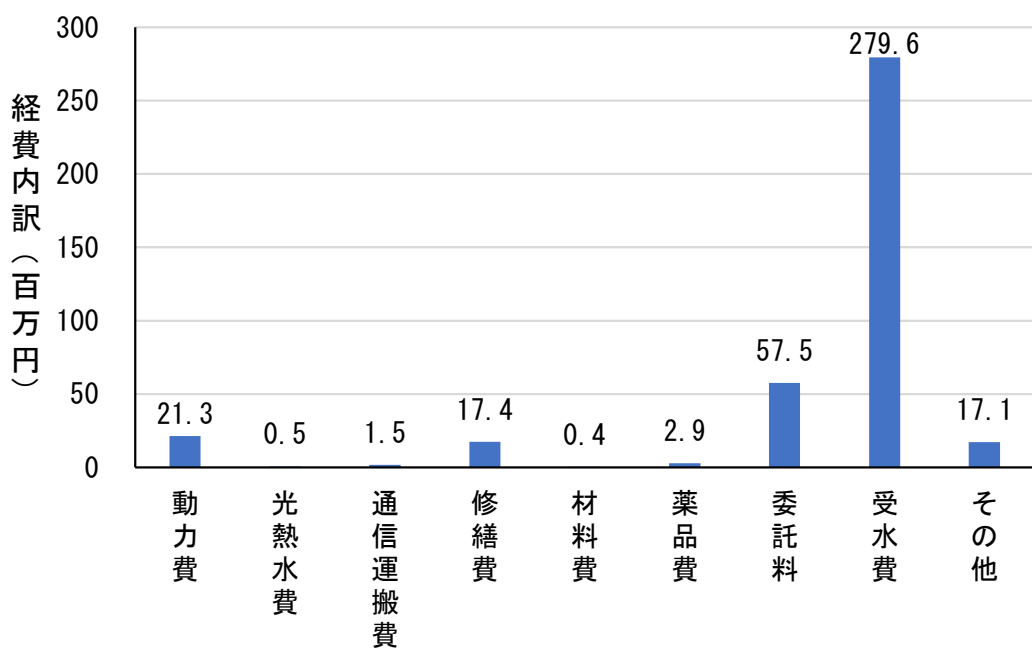


図 4.11 経費の内訳 (令和 4 年度)



③ 京都府営水道の受水費の状況

ア 京都府営水道の料金制度

受水費とは、京都府営水道等から浄水を受ける際に生じる費用です。

京都府営水道の料金は、建設負担料金と使用料金の二部料金制が採用されています。その内、固定費に相当する経費を負担するのが建設負担料金であり、その建設負担料金の算定基礎となるのが建設負担水量です。建設負担水量とは、京都府営水道の水源開発や施設整備等の費用を受水市町間で公正・公平に分かつため、京都府営水道と受水市町間で協議の上、決定した水量です。一方、使用料金とは、薬品費や動力費をはじめ、固定費に属さないその他の費用（変動費）を負担する料金であり、実受水量に応じて増加します。

表 4.3 京都府営水道の料金制度

建設負担料金	既に投資した水源開発や施設整備等に係る経費（固定費）を負担する料金 $\text{建設負担料金} = \text{建設負担料金単価} \times \text{建設負担水量}$
使用料金	薬品費や動力費をはじめ、固定費に属さないその他の費用（変動費）を負担する料金 $\text{使用料金} = \text{使用料金単価} \times \text{実受水量}$

イ 京都府営水道の料金の推移

使用料金は、平成 28 年 4 月 1 日に、それまで異なる料金体系であった宇治系と木津・乙訓系の料金単価が統一され、その後、令和 2 年 4 月 1 日の料金改定により 28 円/㎥となっています。

一方、建設負担料金は、令和 2 年度の料金改定により料金単価が統一されることとなり、宇治系受水市町については、経過措置により、令和 2 年度は改定前の 44 円/㎥で据え置き、令和 3 年度は 50 円/㎥と段階的に引き上げられましたが、令和 4 年度には経過措置が終了し、全浄水場系で 55 円/㎥となっています。本町が属している宇治系受水市町では、建設負担料金が大幅な増額改定となったため、受水費が大幅に増加し、本町水道事業の経営状況を大きく圧迫しています。

表 4.4 京都府営水道料金の推移

(単位：円/㎡・税抜)

期間	宇治系			木津系		乙訓系
	[宇治市、城陽市、八幡市、久御山町]			[京田辺市、木津川市(旧木津川町)、精華町]		[向日市、長岡京市、大山崎町]
	建設負担料金	使用料金	超過料金	建設負担料金	使用料金	超過料金
H27.4.1 ~H28.3.31	41	18	140	66	20	219
H28.4.1 ~R2.3.31	44	20	164			
R2.4.1 ~R3.3.31	44	28	202	57	28	202
R3.4.1 ~R4.3.31	50					
全水系 料金統一 ↓						
期間	全水系					
	建設負担料金		使用料金		超過料金	
R4.4.1 ~R7.3.31	55		28		202	

ウ 京都府営水道の利用状況

本町の建設負担水量は 11,200 m³/日※となっており、令和3年度の1日平均受水量 3,614 m³と比較すると、その水量に大きな乖離が生じています。また、自己水と合わせた1日最大配水量でも 9,005 m³となっており、配水量を京都府営水道からの受水で100%賄ったとしても、建設負担水量に充たない状況となっています。

※令和4年度は、他受水市に建設負担水量を融通しているため、11,000 m³/日となっています。

表 4.5 京都府営水道の利用状況

(単位：m³/日)

建設負担水量	一日平均配水量 (R3実績)		一日最大配水量 (R3実績)		府営水利用状況 (建設負担水量に対する割合)	
	うち府営水		うち府営水		平均ベース	最大ベース
	B1	b1	B2	b2		
A	B1	b1	B2	b2	b1/A	b2/A
11,200	7,201	3,614	9,005	4,136	32%	37%



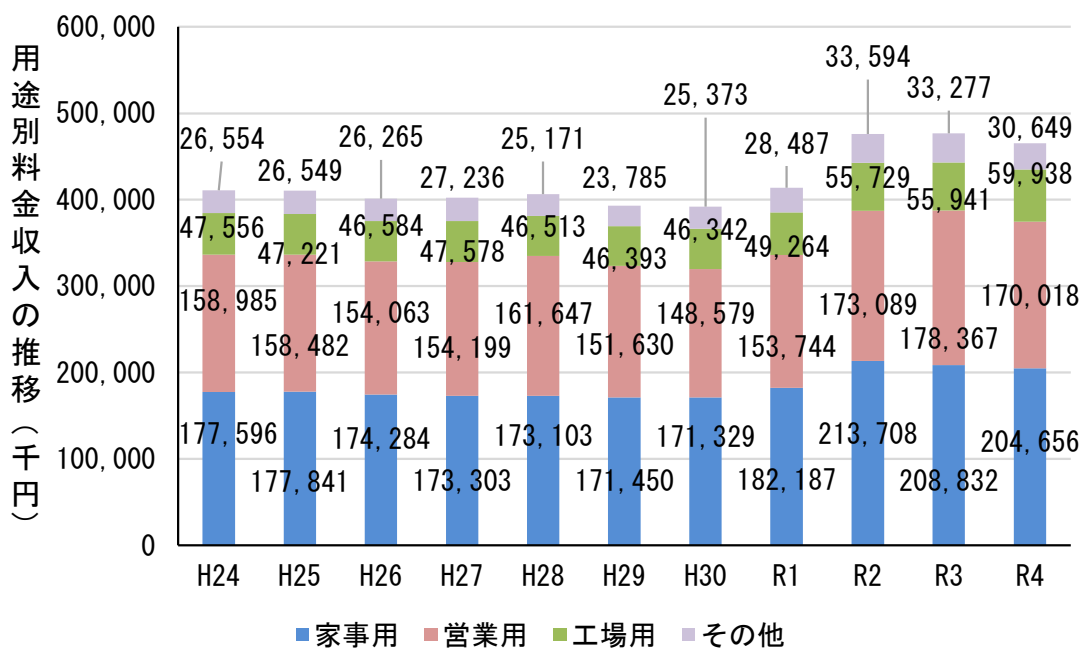
④ 水道料金の状況

令和4年度の水道料金について、用途別の料金収入の構成は、家事用44.0%、営業用36.5%、工場用12.9%、その他6.6%となっています。

料金単価（料金収入／年間有収水量）を用途別で見ると、官公署用の料金単価が最も高く、家事用の料金単価が最も低くなっています。本町は口径別料金体系を採用しており、口径が大きくなるほど基本料金が高くなるため、口径に比べて使用水量が少ない官公署用は、家事用と比較して比較的高い料金単価となっています。

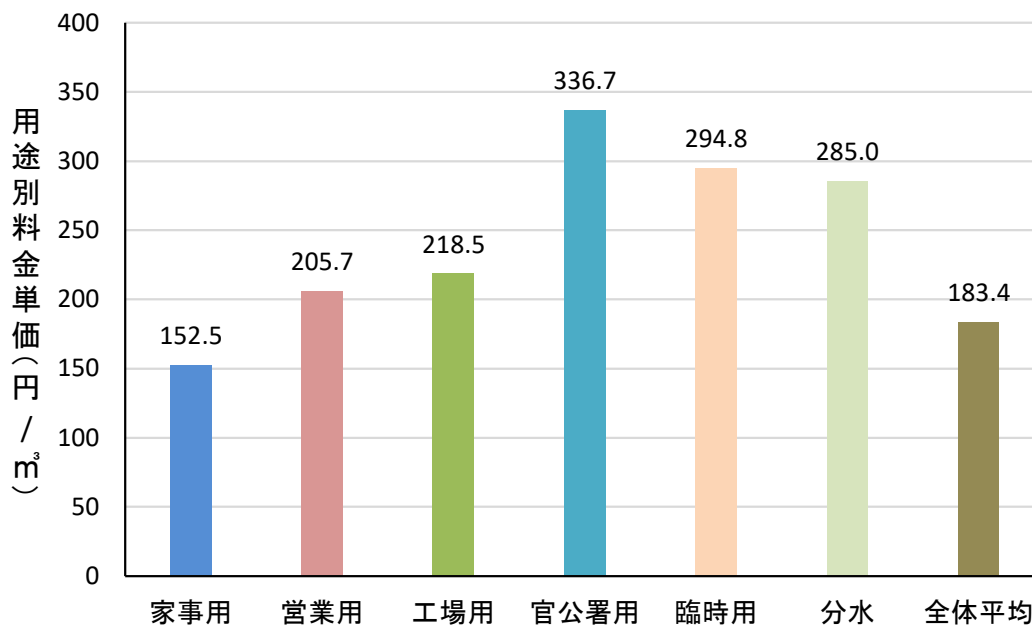
1か月当たり20 m³の水道料金について、本町の近隣団体（図4.14で示す7市2町）、類似団体平均及び全国平均と比較すると、本町の水道料金は近隣団体と同程度であり、類似団体平均及び全国平均より低くなっています。

※各数値は、新型コロナウイルス感染症支援対策減免実績額を加えた実質の料金収入を基に算出しています。



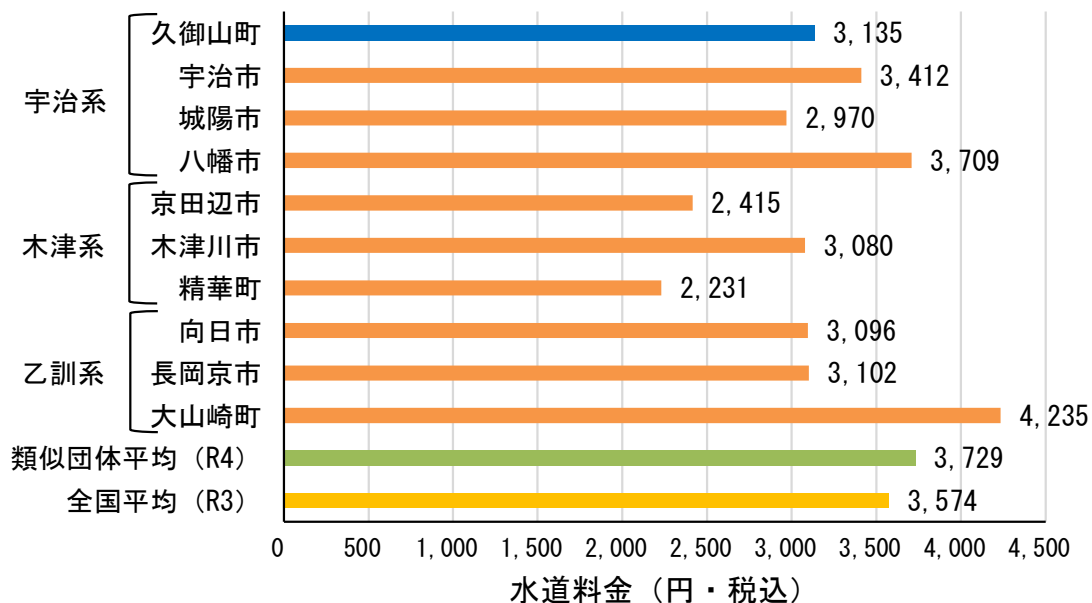
※令和2～4年度は、新型コロナウイルス感染症支援対策減免実績額を加えた実質の料金収入で示しています。

図4.12 用途別料金収入の推移



※料金単価は、新型コロナウイルス感染症支援対策減免実績額を加えた実質の料金収入を基に算出しています。

図 4.13 用途別料金単価（令和4年度）



※料金（税込）は令和5年4月1日現在のもの。ただし、類似団体平均は令和4年4月1日時点、全国平均は令和3年4月1日時点のもの。

※類似団体平均は、表4.8で示す類似団体の平均。

図 4.14 水道料金の他団体比較
（家事用・口径20mm・使用水量20m³/月の場合）



⑤ 企業債の状況

本町水道事業では、これまで拡張事業や水道施設の耐震補強事業の財源として企業債を活用してきました。現在は、重要給水施設配水管耐震化事業及び鉛製給水管改修事業を進めています。配水管布設替に係る事業費（補助金等を充当した額を除く。）の約8割を企業債で賅っています。

今後、老朽化した管路等について多額の更新需要が見込まれるなか、更新需要の財源をすべて企業債で賅うと、将来世代に過度な負担を残すことにつながりかねないため、企業債残高を一定の水準に留めるよう、企業債の新規発行を抑制する必要があります。そのため、更新需要の財源構成を検討し、料金水準とのバランスを図ることが今後の課題となります。

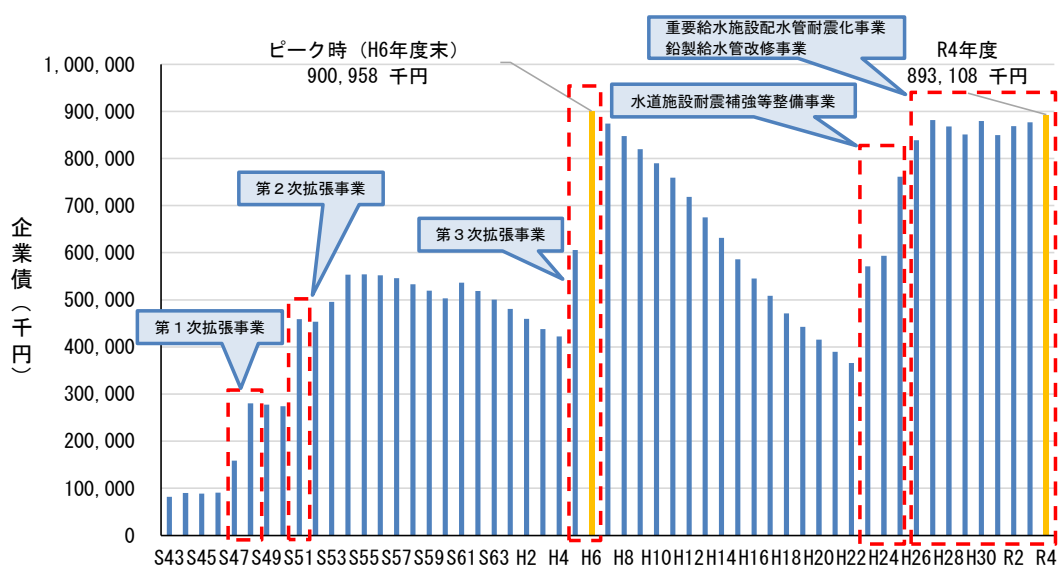


図 4.15 企業債残高の推移

(2) 組織の状況

① 組織体制の概要

現在の水道事業における組織体制は、上下水道課のもとに水道係と業務係があります。水道係は、水道施設の拡張・改良と維持管理、補助金の申請などの業務を担当し、業務係は、予算・決算の調整や関係例規の整備、水道料金の徴収などの業務を担当しています。

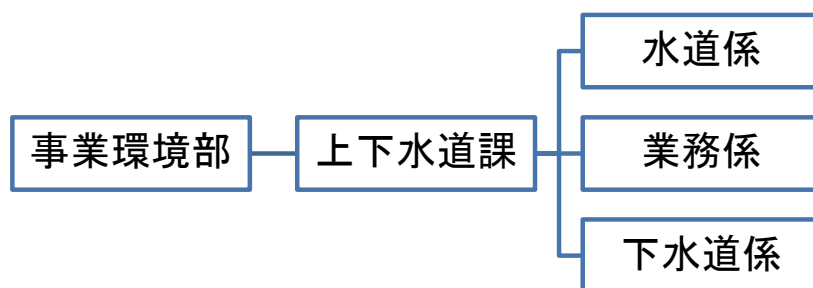


図 4.16 上下水道課の組織体制（令和5年4月1日現在）

表 4.6 水道係と業務係の主たる事務分掌

係名	分担事務
水道係	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水道施設の拡張、改良に関する事。 ・ 水源の確保に関する事。 ・ 水道施設の維持管理に関する事。 ・ 水質の維持、検査及び報告に関する事。 ・ 水道事業の補助金交付申請事務に関する事。 ・ 水道事業に係る他機関との連絡調整に関する事。 ・ 給水装置工事に関する事。 など
業務係	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水道事業の基本計画及び事業計画並びに事業認可の申請に関する事。 ・ 上下水道事業管理規程の制定及び改廃に関する事。 ・ 予算の原案及び予算に関する説明書の作成に関する事。 ・ 決算の調整に関する事。 ・ 財政計画及び資金計画に関する事。 ・ 企業債及び一時借入金に関する事。 ・ 水道料金等の調定及び徴収等に関する事。 など



② 職員の状況

上下水道課全体の職員数は、平成24年度には19名でしたが、令和5年4月1日時点では15名まで減少しています。これは機構改革として、平成25年4月に水道課と下水道課を統合し、職員定数の見直しを行ったことによるものです。

水道事業に携わる職員の数、平成26年度以降は11名で推移しています。令和5年度に水道係に所属する職員の年齢構成は、40代が2名、30代が2名、20代が1名、業務係に所属する職員の年齢構成は、50代が1名、40代が2名、30代が1名、20代が2名となっていますが、人事異動により、年度によって年齢構成の状況は変動します。少人数で業務を行っているため、職員の専門性は向上していますが、水道事業の経営を安定的に継続できるように、高い専門性を有した人材を育成していくとともに、次の世代へと知識や技術の継承を進めていく必要があります。

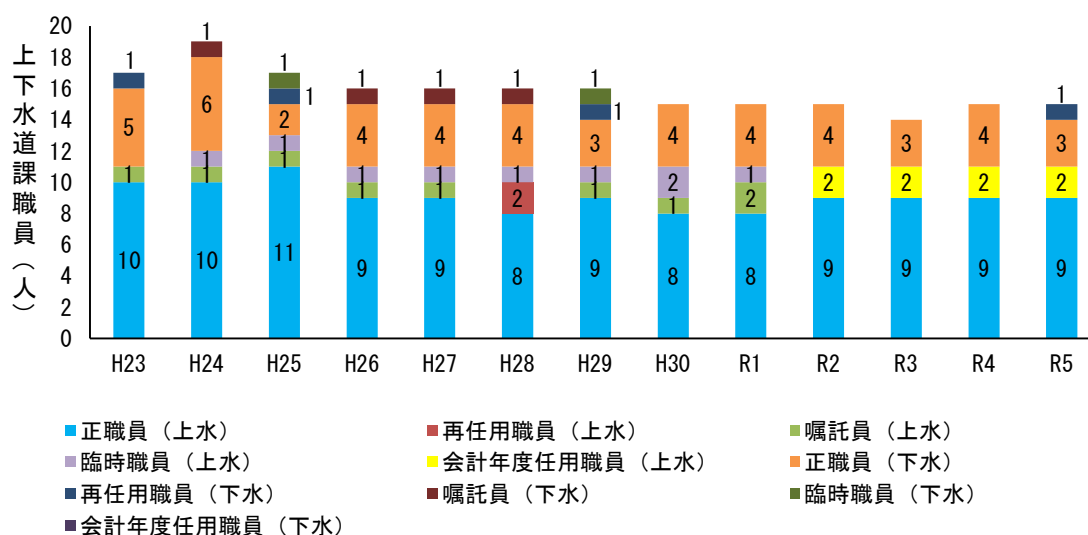


図 4.17 上下水道課職員数の推移

表 4.7 水道係・業務係職員の年齢構成表 (令和5年4月1日時点)

年齢	水道係		業務係	
	職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)
～19歳	0	0	0	0
20～29歳	1	20	2	33
30～39歳	2	40	1	17
40～49歳	2	40	2	33
50～60歳	0	0	1	17
計	5	100	6	100
平均年齢	36歳2か月		37歳8か月	

(3) 他団体と比較した業務指標

ここでは「水道事業ガイドライン」に基づく業務指標（P I）を活用し、前回ビジョン及び経営戦略で目標に掲げた「安全」、「強靱」、「持続」の3つの体系に沿って、経年比較や類似団体及び近隣団体と比較することで、本町水道事業における現状分析と課題抽出を行いました。なお、比較分析で使用する指標は、業務指標（P I）の中から、本町水道事業が今後実施すべき施策を検討する上で、特に重要と考えられる指標を選定しています。

① 比較団体の選定

比較する類似団体は、「(公財) 水道技術研究センター 現状分析診断システム 2023」を使用し、下記条件に該当する水道事業体を選定しました。

- ・給水人口：1.5 万人以上 3 万人未満
- ・浄水受水
- ・浄水受水率：50%以上
- ・有収水量密度：1.00（千 m^3 /ha）以上 4.00（千 m^3 /ha）未満

また、比較する近隣団体は、京都府営水道受水市町（宇治市、城陽市、八幡市、京田辺市、木津川市、精華町、向日市、長岡京市、大山崎町）を選定しました。

表 4.8 現状分析における類似団体及び近隣団体一覧

類似団体	近隣団体
七ヶ浜町(宮城県)、吉岡町(群馬県)、白井市(千葉県)、内灘町(石川県)、阿久比町(愛知県)、愛西市(愛知県)、川越町(三重県)、河南町(大阪府)、猪名川町(兵庫県)、斑鳩町(奈良県)、王寺町(奈良県)、三郷町(奈良県)、平群町(奈良県)、河合町(奈良県)、上牧町(奈良県)、熊野町(広島県)、柳井市(山口県)、石井町(徳島県)、須恵町(福岡県)、北谷町(沖縄県)、与那原町(沖縄県)、中城村(沖縄県)、北中城村(沖縄県)	宇治市、城陽市、八幡市、京田辺市、木津川市、精華町、向日市、長岡京市、大山崎町



② 「安全」に係る業務指標

ア 平均残留塩素濃度

平均残留塩素濃度とは、給水栓での残留塩素濃度の平均値であり、水道水の安全性及び塩素臭発生に与える影響を示す指標です。本町では、毎日、給水栓4箇所（栄3丁目、北川顔、佐山、東一口）と浄水場ろ過機出口3箇所、浄水場内給水栓、浄水場内府営水道第1分水出口の計9箇所で採水、検査しており、常に水質基準の0.1mg/L（遊離残留塩素）以上を満たしていることを確認しています。今後も、水道水の安全性と品質確保のため、引き続き、水質管理の徹底と、定期検査を継続します。

イ 鉛製給水管率

鉛製給水管率とは、給水件数に対する鉛製給水管使用件数の割合であり、鉛製給水管の解消に向けた取組の進捗度合いを示す指標です。令和4年度末の鉛製給水管率は14.3%となっており、類似団体や近隣団体と比較して高い値となっています。日常の使用では特に問題はありませんが、鉛製給水管中に水が長時間滞留した場合などには、鉛管からの溶出により、水道水の鉛濃度が水質基準を超過するおそれがあります。現在、本町では、鉛製給水管改修事業として、配水管分岐部からメーターの家屋側約30cmまでの鉛管を、耐衝撃性硬質塩化ビニル管に取り替えており、また、漏水修繕工事や配水管布設替工事等に併せての取替えも実施していますが、未だ鉛製給水管が残存しているため、今後も引き続き、鉛製給水管の改修を推進する必要があります。

ウ 水源の水質事故件数

水源の水質事故件数とは、1年間における水源の事故件数であり、水源の突発的水質異常のリスクを示す指標です。類似団体や近隣団体と同様に水源の水質事故は発生しておらず、水源は安全な状態を維持しています。

表 4.9 業務指標比較（安全）

業務指標 (PI) 指標名	前回 (H26)	今回 (R4)	類似団体 (R2)	近隣団体 (R2)	望ましい 方向	解説
平均残留塩素濃度 (mg/L)	0.3	0.5	0.5	0.6	-	式：【残留塩素濃度合計/残留塩素測定回数】 給水栓での残留塩素濃度の平均値を示す指標です。
鉛製給水管率 (%)	21.1	14.3	1.4	10.9	↓	式：【鉛製給水管使用件数/給水件数×100】 給水件数に対する鉛製給水管使用件数の割合を示す指標です。
水源の 水質事故件数 (件)	0.0	0.0	0.0	0.0	↓	式：【年間水源水質事故件数】 1年間における水源の水質事故件数を示す指標です。



③ 「強靱」に係る業務指標

ア 浄水施設の耐震化率

浄水施設の耐震化率とは、全浄水施設能力に対する耐震対策が施されている浄水施設能力の割合であり、地震災害に対する浄水処理機能の信頼性・安全性を示す指標です。本町では、平成 25 年度に佐古浄水場の耐震補強工事を完成しており、浄水施設の耐震化率は 100%を達成しています。

イ 管路の耐震管率

管路の耐震管率とは、全ての管路の延長に対する耐震管の延長の割合を示す指標です。令和 4 年度末の管路の耐震管率は 26.6%となっており、類似団体や近隣団体と比較して高い値となっています。これは、重要管路等の耐震化を進めてきた結果と考えられます。

ウ 管路の更新率

管路の更新率とは、管路の延長に対する更新された管路の延長の割合を示す指標です。令和 4 年度の管路の更新率は 0.5%となっており、類似団体や近隣団体との比較では同程度の値となっています。また、平成 30 年度から令和 4 年度までの管路の更新率の平均では 1.1%となっていますが、このペースでは全ての管路の更新が終わるまでに 90 年以上かかる計算になります。現在、本町では、重要給水施設配水管の耐震化と鉛製給水管の改修を優先的に進めているため、更新延長は年度により差がありますが、管路の更新率が低いと、老朽化に伴う漏水率の増加や管路の事故発生率が高くなるため、管路の更新率の向上が求められます。

エ 法定耐用年数超過管路率

法定耐用年数超過管路率とは、管路の延長に対する法定耐用年数を超えている管路の割合であり、管路の老朽化度・更新の取組状況を示す指標です。令和 4 年度末の法定耐用年数超過管路率は 26.7%となっており、類似団体や近隣団体と比較して高い値となっています。実使用年数に基づく更新基準年数も考慮する必要がありますが、本指標からは、管路の老朽化水準が高い状態と言えます。

表 4.10 業務指標比較（強靱）

業務指標 (PI) 指標名	前回 (H26)	今回 (R4)	類似団体 (R2)	近隣団体 (R2)	望ましい 方向	解説
浄水施設の 耐震化率 (%)	100.0	100.0	20.1	51.3	↑	式：【耐震対策の施された浄水施設能力/ 全浄水施設能力×100】 全浄水施設能力に対する耐震対策が施さ れている浄水施設能力の割合を示す指標 です。
管路の耐震管率 (%)	17.4	26.6	7.1	13.0	↑	式：【耐震管延長/管路延長】 全ての管路の延長に対する耐震管の延長 の割合を示す指標です。
管路の更新率 (%)	2.2	0.5	0.6	0.6	↑	式：【更新された管路延長/管路延長】 管路の延長に対する更新された管路の延 長の割合を示す指標です。
法定耐用年数 超過管路率 (%)	2.5	26.7	15.5	19.2	↓	式：【法定耐用年数を超過している管路延 長/管路延長×100】 管路の延長に対する法定耐用年数を超え ている管路の割合を示す指標です。



④ 「持続」に係る業務指標（経営指標）

ア 経常収支比率

経常収支比率とは、経常費用（営業費用＋営業外費用）が経常収益（営業収益＋営業外収益）によってどの程度賄われているかを示す指標です。令和4年度の経常収支比率は91.4%となっており、類似団体や近隣団体と比較して低い値となっており、健全経営の水準とされる100%※を下回っています。一方、経年比較では、令和2年1月以後に確定する水道料金から実施した料金改定により、令和2年度は104.3%まで上昇していますが、令和4年度は受水費の増加及び電気料金の高騰に伴う動力費の増加等により再び低下しています。今後、人口減少等による給水収益の減少や受水費等の経費の増加、更新需要の増大が見込まれることから、さらなる経営改善を図り、安定した財政基盤を維持することが求められます。

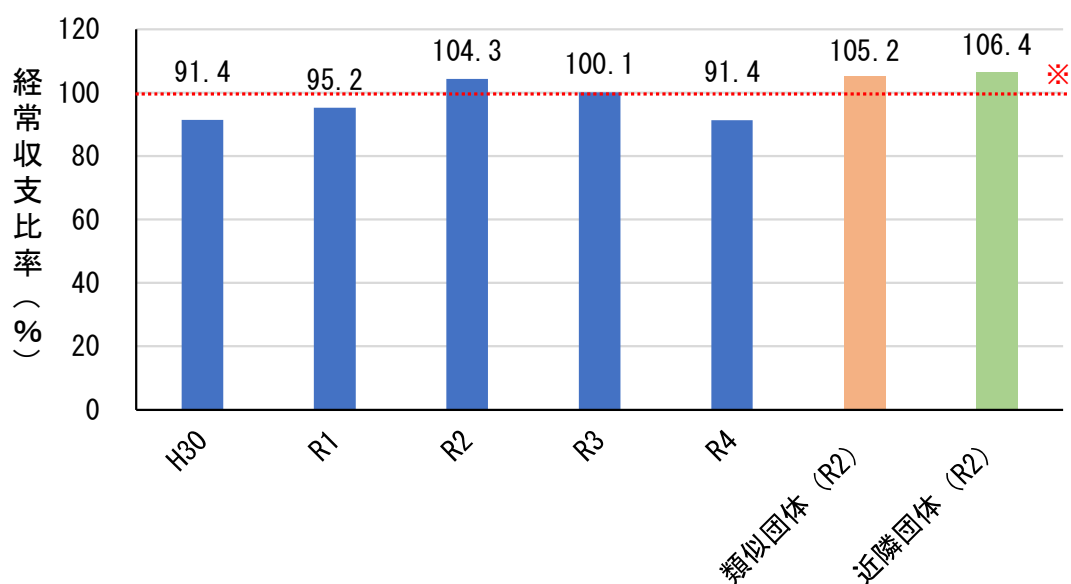


図 4.18 経常収支比率の推移と他団体比較

表 4.11 経常収支比率の推移

業務指標 (PI) 指標名	H30	R1	R2	R3	R4	類似団体 (R2)	近隣団体 (R2)	望ましい 方向	解説
経常収支比率 (%)	91.4	95.2	104.3	100.1	91.4	105.2	106.4	↑	式：【経常収益/経常費用×100】 経常費用が経常収益によってどの程度賄われているかを示す指標です。

イ 累積欠損金比率

累積欠損金比率とは、受託工事収益を除く営業収益に対する累積欠損金の割合であり、経営の健全性を示す指標の一つです。令和4年度の累積欠損金比率は13.1%となっており、類似団体と比較すると高い値となっていますが、近隣団体との比較では同程度の値となっています。一方、経年比較では、令和2年1月以後に確定する水道料金から実施した料金改定により、令和2、3年度の値は一定改善していますが、令和4年度には、経営状況の悪化に伴い累積欠損金比率も再び悪化しています。今後、経営環境はさらに厳しい状況となることが予想されますが、さらなる経営改善を図るとともに、累積欠損金を解消する取組が求められます。

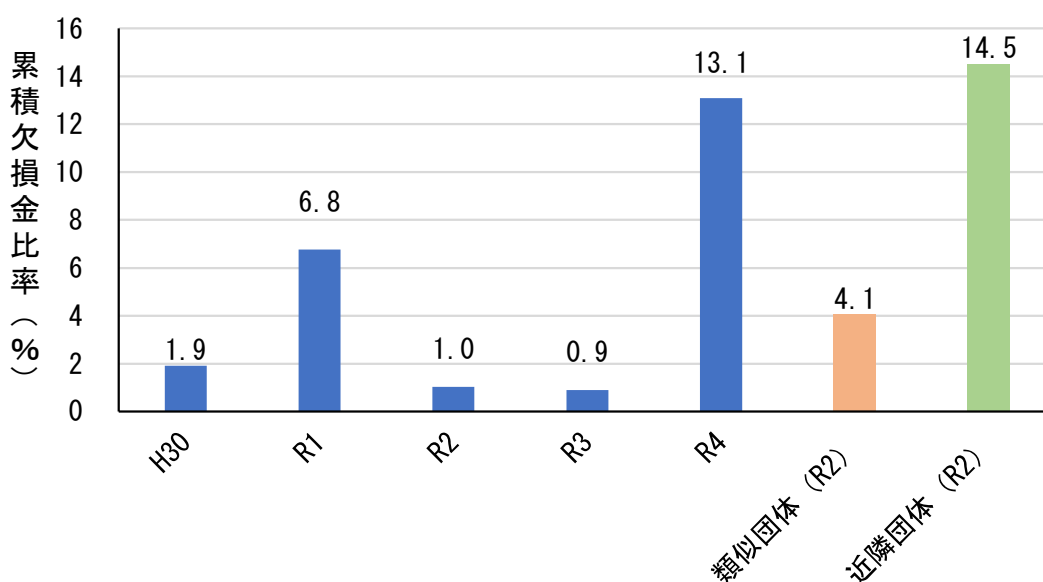


図 4.19 累積欠損金比率の推移と他団体比較

表 4.12 累積欠損金比率の推移

業務指標 (PI) 指標名	H30	R1	R2	R3	R4	類似団体 (R2)	近隣団体 (R2)	望ましい 方向	解説
累積欠損金比率 (%)	1.9	6.8	1.0	0.9	13.1	4.1	14.5	↓	式：【累積欠損金 / (営業収益 - 受託工事収益) × 100】 受託工事収益を除く営業収益 に対する累積欠損金の割合を 示す指標です。



ウ 流動比率

流動比率とは、流動負債に対する流動資産の割合であり、事業の財務安全性を示す指標です。令和4年度末の流動比率は263.3%となっており、類似団体や近隣団体と比較して低い値となっていますが、一般的に望ましいとされる200%※は超えているため、現時点では問題はないと考えられます。一方、経年比較では、保有資金の減少に伴い値は減少傾向となっているため、さらなる経営改善を図り、保有資金を維持することが求められます。

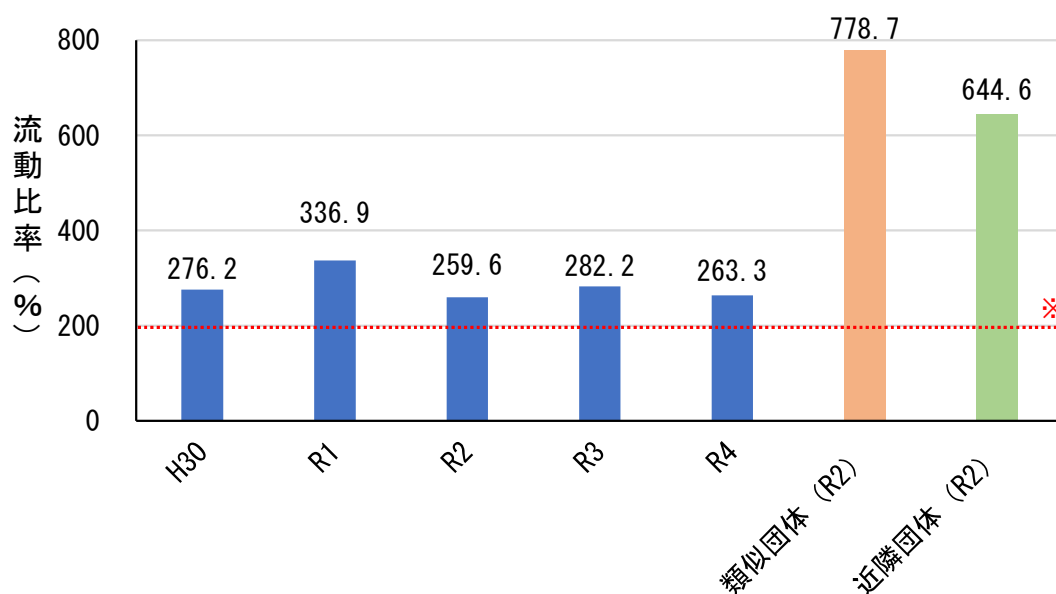


図 4.20 流動比率の推移と他団体比較

表 4.13 流動比率の推移

業務指標 (PI) 指標名	H30	R1	R2	R3	R4	類似団体 (R2)	近隣団体 (R2)	望ましい 方向	解説
流動比率 (%)	276.2	336.9	259.6	282.2	263.3	778.7	644.6	↑	式：【流動資産/流動負債×100】 流動負債に対する流動資産の割合を示す指標です。

エ 企業債残高対給水収益比率

企業債残高対給水収益比率とは、給水収益に対する企業債残高の割合であり、企業債残高が経営に及ぼす将来的な影響を示す指標です。令和4年度末の企業債残高対給水収益比率は223.9%となっていますが、新型コロナウイルス感染症支援対策減免実績額を加えた実質の給水収益で算定した値では192.0%となっており、類似団体と比較すると高い値となっていますが、近隣団体との比較ではやや低い値となっています。現時点では、企業債残高は経営を圧迫しない程度に管理されていると考えられます。

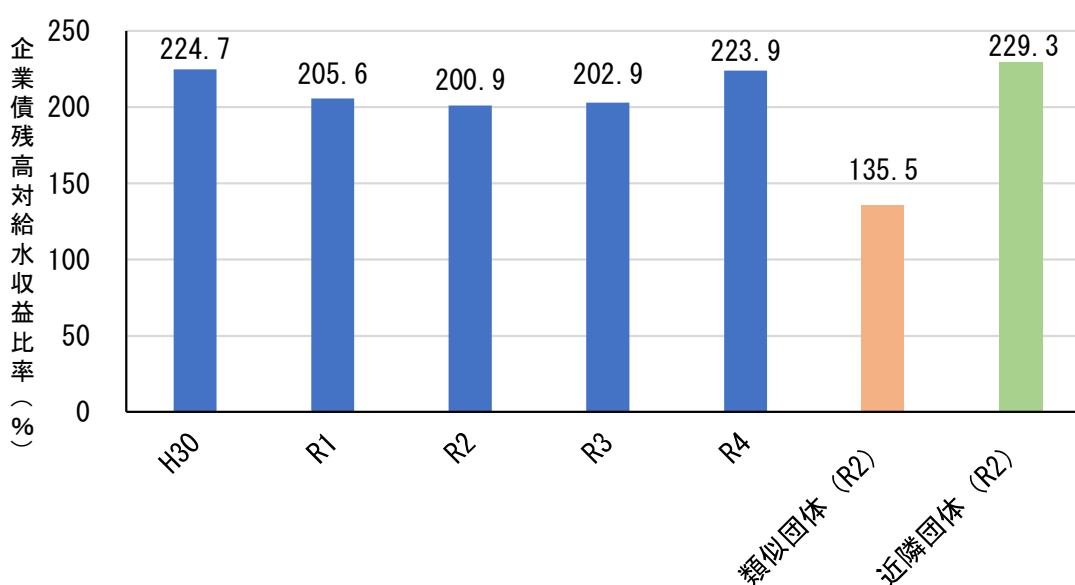


図 4.21 企業債残高対給水収益比率の推移と他団体比較

表 4.14 企業債残高対給水収益比率の推移

業務指標 (PI) 指標名	H30	R1	R2	R3	R4	類似団体 (R2)	近隣団体 (R2)	望ましい 方向	解説
企業債残高対 給水収益比率 (%)	224.7	205.6	200.9 (182.6)	202.9 (184.1)	223.9 (192.0)	135.5	229.3	↓	式：【企業債残高/給水収益 ×100】 給水収益に対する企業債残高 の割合を示す指標です。

※ () 内は、新型コロナウイルス感染症支援対策減免実績額を加えた実質の給水収益で算定した企業債残高対給水収益比率を示しています。



オ 料金回収率

料金回収率とは、給水原価に対する供給単価の割合であり、水道事業の経営状況の健全性を示す指標です。令和4年度の料金回収率は70.2%となっており、また、新型コロナウイルス感染症支援対策減免実績額を加えた実質の給水収益で算定した値でも81.9%と、類似団体や近隣団体と比較して低い値となっています。一方、経年比較では、令和2年1月以降に確定する水道料金から実施した料金改定により、実質の料金回収率は一時的に改善しましたが、令和3年度以降は、費用の増加等に伴い再び悪化傾向にあります。水道事業は独立採算制を基本としているため、事業に係る費用を給水収益で賄えるように給水原価及び供給単価の見直しが求められます。

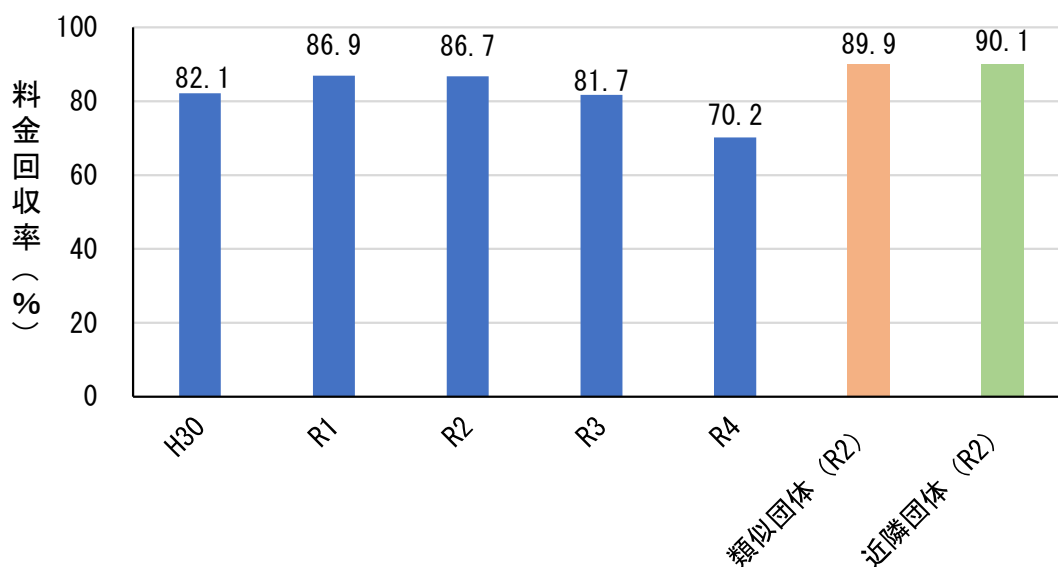


図 4.22 料金回収率の推移と他団体比較

表 4.15 料金回収率の推移

業務指標 (P1) 指標名	H30	R1	R2	R3	R4	類似団体 (R2)	近隣団体 (R2)	望ましい 方向	解説
料金回収率 (%)	82.1	86.9	86.7 (95.4)	81.7 (90.0)	70.2 (81.9)	89.9	90.1	↑	式：【供給単価/給水原価×100】 給水原価に対する供給単価の割合を示す指標です。

※ () 内は、新型コロナウイルス感染症支援対策減免実績額を加えた実質の給水収益で算定した料金回収率を示しています。

カ 給水原価

給水原価とは、有収水量1 m³当たりの経常費用（受託工事費などを除く）を示す指標です。令和4年度の給水原価は223.9円/m³となっており、類似団体や近隣団体と比較して高い値となっています。一方、経年比較では、水需要が減少するとともに、京都府営水道の受水費等の経費が増加傾向となっているため、当該指標も上昇傾向となっています。

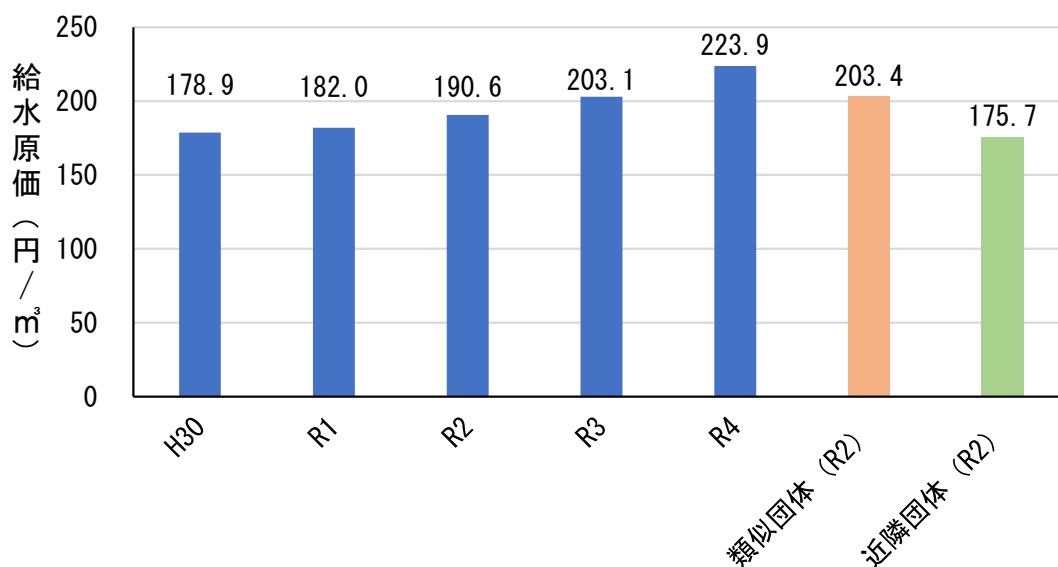


図 4.23 給水原価の推移と他団体比較

表 4.16 給水原価の推移

業務指標 (PI) 指標名	H30	R1	R2	R3	R4	類似団体 (R2)	近隣団体 (R2)	望ましい 方向	解説
給水原価 (円/m ³)	178.9	182.0	190.6	203.1	223.9	203.4	175.7	↓	式：【給水収益/年間総有収水量】 有収水量1m ³ 当たりの経常費用（受託工事費などを除く）を示す指標です。



5 総括

課題1 施設のあり方の検討

現在の本町水道事業の実配水能力が 15,200 m³/日であるのに対し、令和4年度の1日平均配水量は 7,041 m³、1日最大配水量でも 9,143 m³となっており、人口減少等による水需要の減少に伴い施設能力と実配水量に大きな乖離が生じています。今後、老朽化に伴い近い将来に大規模更新が必要となる施設があることから、ダウンサイジングも含めた施設のあり方について検討する必要があります。

課題2 鉛製給水管の解消

現在、鉛製給水管改修事業として、計画的に鉛製給水管の取替えを進めていますが、鉛製給水管の早期解消に向け、引き続き事業を推進する必要があります。

課題3 管路の耐震化の推進及び管路更新率の向上

現在、重要給水施設配水管耐震化事業として、広域避難場所や救急指定病院等への重要管路の耐震化を進めていますが、引き続き、計画的に事業を推進する必要があります。また、重要給水施設配水管耐震化事業及び鉛製給水管改修事業の完了後には、他の老朽配水管の更新、耐震化を進める必要がありますが、実使用年数に基づく更新基準年数も考慮した上で、管路更新率を向上させ、計画的な管路更新を推進する必要があります。

課題4 経営改善に向けた取組

人口減少等による給水収益の減少や受水費等の経費の増加、更新需要の増大により、本町水道事業の経営状況はさらに厳しさを増しています。令和元年度後期に実施した料金改定により、一時的に経営指標は改善しましたが、令和4年度には、受水費の増加や物価高騰等の影響により再び大きく悪化しているため、今後も事業経営のさらなる効率化による経費削減や料金改定を含めた財源確保等、経営改善に向けた取組を推進し、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上に努める必要があります。